（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置）

第三条　新令第百八十二条の二（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十九号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「還付（第百五十一条」を「申告及び還付（第百五十条の二」に、「申告による」を「申告及び」に改める。

第一条中「青色申告書」の下に「、更正請求書」を、「、青色申告書」の下に「、更正請求書」を加える。

第十四条の十第六項の表法第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）の項の前に次のように加える。

法第五十二条第一項第一号イ（貸倒引当金）、第五十七条第十一項第一号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び第五十八条第六項第一号（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）	普通法人	普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）
法第八十一条の九第八項第一号（連結欠損金の繰越し）	普通法人	普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）

第十四条の十第六項の表法第六十七条第五項の項の次に次のように加える。

法第八十一条の九第八項第一号（連結欠損金の繰越し）	普通法人	普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）

第十四条の十一第二項第二号及び第三項第十二号中「第九十六条第二項」を「第九十六条第六項及び第八項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「（法第七十二条第一項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下この節において同じ。）」を削り、同号イ中「（法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第四十八条第一項中「資産の種類に応じた政令で定める償却の方法」を「政令で定める償却の方法」に改める。

第四十八条の二第一項中「資産の種類に応じた政令で定める償却の方法」を「政令で定める償却の方法」に改め、同項第二号ロ中「一定の」を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、「この目から」を削り、同号ロに次のように加える。

(1)　平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産　一から前号に規定する償却率に二・五を乗じて計算した割合を控除した割合

(2)　平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産　一から前号に規定する償却率に二を乗じて計算した割合を控除した割合

第五十五条第四項中「有する減価償却資産（」の下に「第四十八条の二第一項第二号ロ(1)に掲げる資産を除く。」を加える。

第六十条中「法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合にはその中間申告書の提出期限とし、」を削り、「法第三十一条第三項」を「、法第三十一条第三項」に、「提出期限とする。」を「提出期限」に改める。

第六十三条第一項中「（当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書）」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を削る。

第六十七条第一項中「（当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書）」を削り、同条第二項中「前項に規定する確定申告書」を「確定申告書」に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改める。

第七十三条第一項第一号中「二分の一」を「四分の一」に改め、同項第二号中「百分の二・五」を「百分の一・二五」に改め、同条第二項第十号の三中「第六十条の三第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十一号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第七十三条の二第二項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改める。

第七十七条の二第一項第一号イ中「千分の二・五」を「千分の三・七五」に改め、同号ロ及び同項第二号中「百分の五」を「百分の六・二五」に改める。

第七十七条の四第五項中「（当該事業年度の中間申告書で法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その中間申告書。次項において同じ。）に法第三十七条第六項」を「に同条第六項」に改め、同条第七項を同条第六項とする。

第九十六条第一項中「政令で定める場合」を「政令で定める事実」に、「各号に掲げる場合」を「各号に掲げる事実」に改め、同項第一号中「個別評価金銭債権（同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額として同項」を「こと（当該金銭債権につき、第一号に掲げる事実が生じている場合及び前号に掲げる事実が生じていることにより法第五十二条第一項」に改め、同項第三号中「個別評価金銭債権」を「金銭債権」に、「場合（第一号に掲げる場合及び前号に定める金額を法第五十二条第一項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額として同項」を「こと（当該金銭債権につき、第一号に掲げる事実が生じている場合及び前号に掲げる事実が生じていることにより法第五十二条第一項」に改め、同項第四号中「有する」の下に「金銭債権に係る債務者である」を加え、「に対する個別評価金銭債権につき、これらの者」を削り、「によりその」